

○廿日市市地区集会所整備事業補助金交付要綱

平成15年3月1日

告示第59号

改正 平成16年4月1日

平成17年12月20日告示第215号

平成26年4月1日告示第83号

令和元年6月25日告示第26号

令和4年4月1日告示第100号

令和4年11月21日告示第282号

(趣旨)

第1条 地域自治を推進することを目的として、住民組織が地区集会所(以下「集会所」という。)を整備する事業を行おうとする場合において、当該住民組織に対して予算の範囲内で、地区集会所整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則(平成5年規則第10号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(一部改正〔平成26年告示83号〕)

(定義)

第2条 この要綱において「町内会等」とは、10世帯以上を有する町内会、自治会など自主的に組織された住民組織をいう。ただし、地域環境等の考慮により市長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 この要綱において「補助事業者」とは、補助事業等を行うもので、町内会等の代表(以下「代表者」という。)をいう。

3 この要綱において「集会所」とは、延べ床面積が30平方メートル以上であって、次の設備を備えた住民の集会在可能なものをいう。

(1) 湯沸場

(2) 便所

(一部改正〔平成26年告示83号〕)

(交付対象事業)

第3条 町内会等によって行われる集会所整備事業(以下「事業」という。)のうち、交付の対象となるのは、次の事業とする。

- (1) 新築・購入事業 新たに集会所を建設すること及び全面建替並びに建物を新たに集会所として買い入れることをいい、買い入れと合わせて行う増築及び改修等は購入と一体のものとみなす。また、新たに集会所を建設する規模は別表1のとおりとする。
- (2) 改修事業 建物の主要構造部の改造工事で、従前と規模が著しく異なるもの、屋根の全面張替又は塗装工事、床改修、内・外壁の改修又は明装工事、トイレの水洗化、災害等不可抗力による改修、上・下水道直結工事及び廿日市市集会所取扱要領(以下「集会所取扱要領」という。)別紙修繕料の負担区分表の市費負担により修理するものに規定する内容の修理
- (3) 備品整備事業 集会所の備品を整備する経費
- (4) 附帯設備整備事業 集会所の附帯設備を整備する経費
- (5) 解体事業 集会所の解体に要する経費

2 新設・購入の集会所を整備する場合は、集会所取扱要領に定める設置基準に適合するものを対象とする。なお、新設の場合は、身障者用トイレを1基設置すること。

3 増築の場合は、補助対象としない。

4 改修等の場合は、次の各号の要件に適合しなければならない。

- (1) 改修等の場合は、整備事業費が10万円以上であること。ただし、災害等不可抗力による改修の場合は除く。
- (2) 屋根の塗装工事及び内・外装等の明装工事は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 屋根塗装 前回の塗装から交付年度を含めて5年以上経過し、全面の塗装を行うもの

イ 外壁明装 前回の明装から交付年度を含めて8年以上経過し、外壁面のうち1面以上の明装を行うもの

ウ 内装明装 前回の明装から交付年度を含めて10年以上経過し、
集会室1室以上の内壁面の明装を行うもの
(前回とは、本要綱に基づく補助金の交付を受けて行ったものをいう。)

5 備品整備事業及び附帯設備整備事業は、初度のみを対象とする。

6 備品設備事業における対象備品は、別表2に掲げるものとする。

(一部改正〔平成26年告示83号〕)

(交付額)

第4条 前条の各号に挙げる事業の補助対象経費、補助率及び補助金の上限額は別表3のとおりとし、各号の規定による補助対象経費について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、改修事業の場合は、10万円を除いた額を対象経費とする。なお、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助金の額の算定に際して、その基準とする補助対象経費の基本額は、建物の面積に1平方メートル当たり12万円を乗じて得た額又は実際に支出した額のいずれか低い額とする。

3 補助金の交付を受けた集会所は、交付後20年(改修を行う場合は5年)を経過しなければ補助対象とならない。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、改修事業の場合に係る10万円の控除及び補助対象にならない期間の適用については、災害等不可抗力による改修の場合及び上・下水道直結工事の場合を除くものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 規則第3条第1項の規定により申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 補助事業等に係る収支予算書(別記様式第3号)
- (3) 施工業者見積書(写し)
- (4) 実施設計書

(5) その他市長の必要と認める書類

(一部改正〔平成26年告示83号〕)

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費が変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。

(交付の決定等)

第7条 第5条の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、交付金額を決定し、地区集会所整備事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により通知する。

(一部改正〔平成26年告示83号〕)

(事業内容の変更)

第8条 第6条第1号の条件により、補助事業に変更がある場合は、地区集会所整備事業計画変更届（別記様式第5号）により、速やかに届け出なくてはならない。

2 前項の届出を承認し、交付決定額に変更が生じた場合は、地区集会所整備事業補助金交付額変更通知書（別記様式第6号）により、変更額を通知する。

(一部改正〔平成26年告示83号〕)

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第7号のとおりとし、提出部数は1部とし、その提出期限は、当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から

30日を経過した日又は当該補助事業の交付の決定のあった日の属する市の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

2 前項の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施結果報告書（別記様式第8号）
- (2) 収支決算書（別記様式第9号）及び関係領収書（写し）
- (3) 工事写真1部（施工前、施工後）

（一部改正〔平成26年告示83号〕）

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による事業実績報告書を受理した日から起算して14日以内に補助事業を検査しなければならない。

2 検査により、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地区集会所整備事業補助金確定通知書（別記様式第10号）により、当該補助事業者へ通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

（一部改正〔平成26年告示83号〕）

（財産の処分制限）

第11条 本要綱に基づき補助金の交付を受け、整備した集会施設について、市長の承認を受けずに、補助金を交付の目的に反して使用、解体撤去、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。ただし、別表4に定める当該財産の耐用年数を経過した場合又は特別の事情があると認められる場合はこの限りでない。

（帳簿等の保存期間）

第12条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末までとする。

附 則

この告示は、平成15年3月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

1 この告示は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

2 この告示の施行前に、この告示による改正前の廿日市市地区集会所整備事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により、平成15年度までに交付された補助金に係る旧要綱第5条第3項の規定による補助金の上限額の適用については、この告示による改正後の廿日市市集会所整備事業補助金交付要綱第4条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月20日告示第215号）

この告示は、平成17年12月20日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年4月1日告示第83号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日告示第26号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第100号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月21日告示第282号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

町内会等の世帯数	限度面積
15戸未満	30m ² 以上90m ² 以下
15戸以上25戸未満	100m ² 以下
25戸以上	110m ² 以下

別表2（第3条関係）

初度備品一覧					
長机(座卓兼用)	行事黒板	ガスコンロ	折畳椅子	ホワイトボード	エアコン
扇風機	書庫	掃除機	折畳椅子収納台車	時計	カーテン
					灯

油ストーブ 消火器

※その他集会機能に必要な備品で市長が特に認めたものも可とする。

別表 3 (第 4 条関係)

(一部改正〔平成 26 年告示 83 号〕)

(一部改正〔令和 4 年告示 282 号〕)

事業の種類	補助対象経費	補助率及び限度額
新築・購入事業	建物の建築・購入に要する経費(宅地造成費、既存建物の解体及び事務費を除く。)及び下水排水施設及び雨水排水施設等を整備するために要する経費	対象経費の 62.5 / 100 以内で 750 万円を限度とする。
改修事業	建物の改修に要する経費(既存建物の解体及び事務費を除く。)及び下水排水施設及び雨水排水施設等を整備するために要する経費	対象経費の 2 / 3 以内で 250 万円を限度とする。
備品整備事業	集会に必要な備品を購入するための経費(初度備品を対象とする。)	対象経費の 50 / 100 以内で 50 万円を限度とする。
附帯設備整備事業	塀、フェンス、側溝等の附帯設備を整備するために要する経費(初度整備を対象とする。)	対象経費の 50 / 100 以内で 20 万円を限度とする。
解体事業	建物の解体に要する経費	対象経費の 4 / 5 以内で限度はなしとする。

(注) 改修事業の対象経費は、10 万円を除いた額とする。

別表 4 (第 11 条関係)

構造	耐用年数
鉄筋コンクリート造	60年
鉄骨造	35年
軽量鉄骨造	28年
木造	20年